毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





#### 目 次

◎告示

所管課(室)名 ・救急病院の認定 医療政策課

・令和6年度長崎県労働条件等実態調査の実施

・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

◎ 公告

・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧

・土地改良区の役員の就退任

・採石業務管理者試験の実施

測量の実施(4件)

◎ 交通局公告

一般競争入札の参加者の資格等

一般競争入札の実施

理 建設企画課

監

漁業振興課

農村整備課

雇用労働政策課

防

課

課

総 務 課

"

告 示

# 長崎県告示第437号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき、次のとおり救急病院として認定した。 令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

名称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人慧明会貞松病院 大村市東本町537番地		令和6年8月10日	令和9年8月9日
社会医療法人玄州会光武内科循環器 科病院	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3	令和6年8月10日	令和9年8月9日

# 長崎県告示第438号

令和6年度長崎県労働条件等実態調査の実施に当たり、長崎県統計調査条例(昭和26年長崎県条例第12号)第 2条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調査の目的

本調査は、長崎県内の民営事業所における労働者の労働条件等の実態を把握し、労働行政の基礎資料を得る ことを目的とする。

2 調査の範囲

- (1) 地域的範囲
  - 長崎県全域
- (2) 属性的範囲

日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる次の大分類に属する常用労働者を5人以上雇用している民営事業所

- ア 建設業
- イ 製造業
- ウ 電気・ガス・熱供給・水道業
- 工 情報通信業
- 才 運輸業、郵便業
- 力 卸売業、小売業
- キ 金融業、保険業
- ク 不動産業、物品賃貸業
- ケ 学術研究、専門・技術サービス業
- コ 宿泊業、飲食サービス業
- サ 生活関連サービス業、娯楽業
- シ教育、学習支援業
- ス 医療、福祉
- セ 複合サービス事業
- ソ サービス業 (他に分類されないもの)
- 3 調査対象
  - (1) 数
    - 1,300事業所
  - (2) 選定の方法

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、産業別及び規模別に層化無作為抽出により選定する。

- 4 調査事項及び基準となる期日
  - (1) 調査事項
    - ア 事業所の現況
    - イ 雇用と取組
    - ウ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)
    - エ 労働時間
    - オ 育児休業・子の看護休暇制度
    - カ 介護休業・介護休暇制度
    - キ 高年齢者の雇用状況
  - (2) 基準となる期日

令和6年6月30日現在

5 調査方法

郵送による自計方式

#### 長崎県告示第439号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、平成24年長崎県告示第364号で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、同法第7条第6項及び第9条第8項の規定により、指定を解除する。

なお、その公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

		土砂災害の発生	建築物に作用
箇 所 番 号	所 在 地	原因となる自然	すると想定さ
	171 15 16		れる衝撃に関

		現象の種類		する事項
佐世保-(急)-0821	佐世保市母ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の 図面において 表示

### 長崎県告示第440号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局建設部に備え置いて 縦覧に供する。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

箇 所 番 号	所 在 地	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区 域 の 種 別	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
佐世保-(急)-0821	佐世保市母ヶ浦町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の 図面において 表示

# 公 告

### 漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名 長崎県長崎市香焼町2287-イ-2 小泉 雄義 長崎県長崎市伊王島町2丁目554-1 中村 浩治

(2) 加入区

西彼南部加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 西彼南部漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県長崎市伊王島町2丁目2047番地2 西彼南部漁業協同組合

#### 土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、佐須土地改良区から次のとおり役員の就退

任の届出があった。 令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事		
氏 名	住 所	氏 名	住 所	
桐谷輝美	対馬市厳原町椎根343	桐谷輝美	対馬市厳原町椎根343	
吉 田 永	対馬市厳原町小茂田90	吉田 永	対馬市厳原町小茂田90	
西村圭司	対馬市厳原町下原451	西村圭司	対馬市厳原町下原451	
齋 藤 正 和	対馬市厳原町下原320	齋 藤 正 和	対馬市厳原町下原320	
桐谷秀士	対馬市厳原町下原545	桐谷秀士	対馬市厳原町下原545	
長瀬憲二	対馬市厳原町樫根333	長 瀬 憲 二	対馬市厳原町樫根333	
舎利倉 広 幸	対馬市厳原町樫根308-3	舎利倉 広 幸	対馬市厳原町樫根308-3	
一宮義幸	対馬市厳原町小茂田644	一宮義幸	対馬市厳原町小茂田644	
増 田 富 博	対馬市厳原町小茂田79	増田富博	対馬市厳原町小茂田79	
桐谷政実	対馬市厳原町椎根625	桐谷政実	対馬市厳原町椎根625	
長瀬善彦	対馬市厳原町椎根672-第1	長 瀬 善 彦	対馬市厳原町椎根672-第1	
就任役員 監事			退 任 役 員 監 事	
鈴 木 伸 博	対馬市厳原町下原369	桐谷正久	対馬市厳原町椎根702	
桐谷正久	対馬市厳原町椎根702	伊 原 徹	対馬市厳原町小茂田109	
皆 川 昭 雄	対馬市厳原町下原457	一宮邦彦	対馬市厳原町樫根87	

# 採石業務管理者試験の実施(公告)

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により、第53回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験の実施期日
  - 令和6年10月11日(金) 午前10時から午前12時まで
- 2 試験の実施場所 長崎市尾上町3-1 県庁3階312会議室
- 3 受験資格 制限無し
- 4 試験科目
  - (1) 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)
  - (2) 岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処

理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

5 受験願書等の配布場所

土木部監理課、各振興局建設部、各土木維持管理事務所

6 受験願書の提出期間及び提出先

提出期間 令和6年9月2日(月)から9月13日(金)まで

提出先 長崎県土木部監理課砂利・採石業指導班(〒850-8570 長崎市尾上町3-1)

7 受験手数料

8,100円 (受験願書に長崎県収入証紙を貼り付けて納付すること)

# 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県央振興局長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

### 公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期間
東彼杵郡東彼杵町			令和6年8月2日から 令和6年10月29日まで

### 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、宮田土地改良区理事長から公共測量(宮田地区確定測量業務)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

### 公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期	間
雲仙市国見町 宮田地区				7月22日から 8月25日まで

# 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、壱岐振興局長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

# 公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期間
壱岐市勝本町			令和6年8月9日から 令和6年11月20日まで

#### 測量の実施(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎市長から公共測量(基準点測量)を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年8月2日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 公共測量実施の地域及び期間

	地	域	期間
長崎市 尾上町地域			令和6年7月18日から 令和7年2月28日まで

# 交通局公告

# 一般競争入札の参加者の資格等(告示)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和6年8月2日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 調達する物品の名称及び予定数量 軽油 1,224キロリットル
- 2 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
  - (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
  - (6) 当該軽油を確実に納入できない者
  - (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
  - (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
  - (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及び審査
  - (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
  - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格(以下「県資格」という。)を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のカのみを審査する。
  - (3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日(以下「基準日」という。)、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率

- (ア) 売上高当期利益率
- (イ) 固定長期適合率
- (ウ) 流動比率
- カ 当該軽油を確実に納入しうること(供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで)。
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
  - (1) 申請の時期

この告示の日から令和6年8月23日まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

- (3) 申請書の提出方法
  - ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書(様式第1号)に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- (ア) 誓約書
- (イ) 委任状
- (ウ) 印鑑届(様式第3号)
- (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明(供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで)
- は 直近の決算書の写し
- (b) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者

申請書(様式第2号)に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- (ア) 誓約書
- (イ) 財務関係明細書
- (ウ) 営業概要書
- (工) 委任状
- (オ) 法人にあっては登記簿謄本
- (カ) 個人にあっては次のa及びb
  - a 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
  - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (共) 県税に関し未納がないことを証する証明書
- (ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- b) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- (3) 印鑑届(様式第3号)
- (サ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明(供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで)
- ② 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
  - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文 を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
  - (住所) **〒**850-0043 長崎市八千代町3-1
  - (名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)
  - (電話) 095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第8号)により通知(郵送)する。

- - この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、 又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人と して使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

# 一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和6年8月2日

長崎県交通局長 太田 彰幸

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 購入物品名及び数量 軽油 1,224キロリットル
  - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による
  - (3) 納入期間令和6年9月1日から令和6年11月30日まで
  - (4) 納入場所
    - ア 長崎営業所(長崎市八千代町3-1)
    - イ 東長崎営業所(長崎市平間町411-1)
    - ウ 長与営業所 (西彼杵郡長与町高田郷721-2)
    - エ 諫早営業所(諫早市貝津町1492-1)
    - 才 大村営業所(大村市松山町489-13)
  - (5) 一連の調達契約に関する事項
    - ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期 軽油 1,110キロリットル 令和6年11月頃
    - イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付 令和6年2月9日
  - (6) 入札の方法

入札は、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
  - (3) 軽油調達に関する令和6年8月2日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示(令和6年8月2日付け 長崎県公報第11337号搭載)に定める資格を得ていること。
  - (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づ

き排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合わせ先

(住所) **〒**850-0043 長崎市八千代町 3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(電話) 095-822-5141

(提出期限) 令和6年8月23日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) **〒**850-0043 長崎市八千代町3-1

(名称) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(電話) 095-822-5141

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付方法

(期間) 令和6年8月2日から令和6年8月23日(県の休日を除く。)

(場所) 5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所及び受領期限等

(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課 (総務班)

(受領期限) 令和6年8月27日 午後5時00分

(提出方法) 直接又は郵送 (郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。) で行うこと。

10 入札の場所及び日時等

(場所)長崎県交通局本局3階第2研修室

(日時) 令和6年8月28日 午前10時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

- 11 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上 締結した場合、若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との 間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの (2件以上)を提出する場合
- (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

- ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を 締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上 締結した場合、若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との 間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証 明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (II) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

# 14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程(昭和47年交通局企業管理規程第10号)第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

# 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
  - この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: light oil 1,224KL
- (2) Delivery period From September 1st, 2024, to November 30, 2024
- (3) Delivery place
  - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
  - b) Higasinagasaki Office Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
  - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
  - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
  - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender

No later than August 27, 2024

- (5) Date and time for the opening of tender:
  - 10:00 August 28, 2024
- (6) Contact point for the notice

The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau

Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1

Tel 095-822-5141

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通 (八九五) 二一一四電話代表 (八二四) 一一一一

印刷人 長崎市樺島町八番十二号 株式会会

一号 株式会社クイックプリント